

市民税・県民税の税額変更について

遺族の方が年金として受給する生命保険金の手続きを税務署で済ませると、その資料に基づいて市民税・県民税の税額を変更(減額または増額)します。市役所で新たに手続きをする必要はありません。

問合せ: 市民税課(☎51・2203)

**12月1日～10日は
年末の交通安全市民運動**

年末は交通量が増加し、交通事故が最も多発するようになります。また、忘年会のシーズンでもあることから飲酒の機会が増え、飲酒運転による事故も心配されます。あわせて、この時期は日没時刻が最も早く、夕暮れ時から夜間にかけて、特に高齢者が犠牲となる交通事故の多発が心配されます。市民一人ひとりの交通安全意識を高めるとともに、安全行動の実践を通じて交通事故を防止しましょう。

■運動の重点項目

- ・飲酒運転を根絶しよう
- ・高齢者を交通事故から守ろう
- ・夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗車中の交通事故をなくそう
- ・すべての座席でシートベルトとチャイルドシートを正しく着用しよう

問合せ: 安全生活課(☎51・2550)



永久選挙人名簿・在外選挙人名簿を縦覧します

とき: 12月3日～7日午前8時30分～午後5時 **ところ:** 選挙管理委員会(市役所東館5階☎51・2960)

豊橋税務署からのお知らせ

■平成22年分青色決算等の説明会を開催します

とき: 12月2日(休)午前10時～正午、午後1時30分～3時30分 **ところ:** 市民文化会館(向山大池町) **内容:** 午前は営業所得者中心、午後は農業所得者中心に記載方法などの説明会を行います。青色申告決算書、収支内訳書などの用紙は国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp/>)からダウンロードできます。申告書の提出はe-Tax^{イタックス}を利用してください

■相続または贈与等に係る生命保険契約や損害保険契約等に基づく年金の税務上の取扱いの変更について

この度、遺族の方が年金として受給する生命保険金のうち、相続税の課税対象となった部分については、所得税の課税対象にならないとする最高裁判所の判決がありました。そこで、このような年金に係る税務上の取扱いを改めることとしましたので、お知らせします。これにより、平成17年分～21年分までの各年分について所得税が納めすぎとなっている方につきましては、その納めすぎとなっている所得税が還付となります。

お手数ですが、必要な手続き(更正の請求または確定申告など)をしていただきますようお願いいたします。この取扱いの変更の対象となる方や所得税の還付の手続きについては、国税庁ホームページをご覧ください。

※平成17年分について、早い方は平成22年12月末が還付できる期限となりますので、早目の手続きをお願いします

※受け取られた年金の受給権が相続税や贈与税の課税対象となる場合は、実際に相続税や贈与税の納税額が生じなかった方も対象となります

[共通事項] **問合せ:** 豊橋税務署個人課税第一部門(☎52・6201 ※自動音声案内「2」を選択してください)

**愛知県東三河県税事務所からのお知らせ
個人事業税第2期分の納税をお忘れなく**

個人事業税の第2期分の納期限は11月30日(火)です。11月中旬に県から納付書を送りますので、最寄りの銀行・JA・漁協・ゆうちょ銀行などの金融機関もしくはコンビニエンスストア(納付書の納付金額が30万円以下のものに限る)または県税事務所で納付してください。

問合せ: 東三河県税事務所(☎54・5111内線265 ☒<http://www.pref.aichi.jp/zeimu/>)

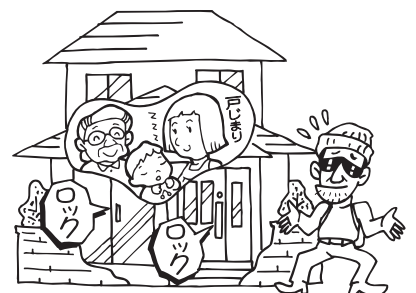
**12月1日～20日は
年末の安全なまちづくり市民運動**

年末は、買い物や金融機関での現金の出し入れなど、ちょっとした外出機会が多くなります。「ほんの少しの時間だから」「すぐそこに行くだけだから」と面倒くさらず、こまめに施錠(ドアロック)して、出かけるように心掛けてください。また、「ひったくり」被害も多くなる時期です。歩行中は周囲を見回して注意をはらうこと、自転車で移動する方は前カゴに防犯ネット(カバー)を利用することなど、普段の心掛けが大変有効です。気持ちよく、楽しく新年を迎えるためにも、犯罪被害にあわないようしっかりと防犯対策をしましょう。

■運動の重点項目

- ・子どもが被害者となる事件・事故を防止しましょう
- ・ひったくりなど街頭で起きる身近な犯罪を防止しましょう
- ・住宅・店舗などを対象とする侵入犯罪を防止しましょう
- ・振り込め詐欺の被害を防止しましょう

問合せ: 安全生活課(☎51・2303)





児童クラブを

利用してください

保護者が仕事などのため留守となる家庭の児童(主に小学1〜3年生)が放課後を過ごす場所として以下の児童クラブがあります。

申し込み 直接各クラブ 問合せ

先 青少年課 (☎51・288596) http://www.city.toyohashi.aichi.jp/bu_kyoiku/seishounen/jclub/

■児童クラブ一覧

小学校区	公営児童クラブ	民営児童クラブ	名称	電話
旭	○		旭児童クラブ	080・3672・1900
芦原	○		芦原児童クラブ	48・1330
東田		○	東田なかよし児童育成クラブ	63・2094
石巻		○	児童クラブポラン	090・2349・5927
磯辺		○	磯辺コスモスクラブ	45・1300
飯村	○		飯村児童クラブ	63・5531
		○	飯村あおぞら児童クラブ	62・5985
		○	飯村にこにこ児童クラブ	66・2263
岩田		○	岩田たんぼぼ児童クラブ	64・4011
		○	岩田保育園児童クラブ	61・2753
		○	岩田保育園みらいクラブ	61・2753
岩西		○	岩西ひまわり児童育成クラブ	61・2072
植田	○		植田児童クラブ	25・7337
牛川	○		牛川児童クラブ	52・2820
老津	○		老津児童クラブ	080・3286・8855
大崎	○		大崎児童クラブ	080・3288・2626
大清水	○		大清水児童クラブ	090・9899・5353
大村	○		大村児童クラブ	090・9905・8822
小沢	○		小沢児童クラブ	080・3074・8383
西郷	○		西郷児童クラブ	080・3662・9922
栄	○		栄第一児童クラブ	47・6725
	○		栄第二児童クラブ	47・6726
汐田		○	学童保育牟呂・汐田たけのこクラブ	32・0555
下地	○		下地児童クラブ	080・3662・9191
新川		○	つゆくさ児童クラブ	53・9755
杉山	○		杉山児童クラブ	23・5440
鷹丘		○	鷹丘つくし児童育成クラブ	62・1322
		○	鷹丘つくし東児童育成クラブ	62・7335
高師	○		高師第一児童クラブ	47・9888
	○		高師第二児童クラブ	45・8220
高根	○		高根児童クラブ	080・3662・5522
谷川	○		谷川児童クラブ	090・9913・7744

小学校区	公営児童クラブ	民営児童クラブ	名称	電話
玉川	○		玉川児童クラブ	88・3400
多米		○	多米ファイト学園児童クラブ	61・6574
		○	多米ファイト学園第2児童クラブ	63・5011
津田	○		津田児童クラブ	080・3284・2229
つつじ丘	○		つつじが丘児童クラブ	63・0710
天伯	○		天伯児童クラブ	080・3662・9494
	○		中野児童クラブ	48・2578
中野		△	(福岡) 福岡・中野どんぐりクラブを利用できます	
野依	○		野依児童クラブ	080・3288・1818
八町		△	(東田) 東田なかよし児童育成クラブを利用できます	
花田	○		花田児童クラブ	33・5582
羽根井		○	羽根井どろんこクラブ	33・0361
		○	羽根井第二どろんこクラブ	33・0135
福岡		○	福岡・中野どんぐりクラブ	48・0323
		○	福岡・中野どんぐりクラブ2	48・0323
富士見	○		富士見児童クラブ	23・2201
二川	○		二川児童クラブ	41・5556
二川南	○		二川南児童クラブ	43・0172
細谷		○	緑が丘児童クラブ	21・1120
前芝	○		前芝児童クラブ	32・6730
松葉	○		松葉児童クラブ	52・1000
松山		△	(新川) つゆくさ児童クラブを利用できます	
幸	○		幸第一児童クラブ	37・1105
	○		幸第二児童クラブ	37・1189
	○		幸さわやか児童育成クラブ	48・8523
向山		△	(新川) つゆくさ児童クラブを利用できます	
牟呂	○		牟呂児童クラブ	33・6673
	○		明照児童クラブ	31・1419
		△	(汐田) 学童保育牟呂・汐田たけのこクラブを利用できます	
豊	○		豊ペガサス児童クラブ	62・5058
吉田方	○		吉田方ガンバクラブ	32・7437
	○		吉田方ガンバクラブ2	32・3522

※△・・・隣接校区の児童クラブを利用できます